

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K06387

研究課題名(和文) 障害者の独立世帯形成における住宅条件

研究課題名(英文) The housing condition of people with disabilities for living independently

研究代表者

糟谷 佐紀 (KASUYA, SAKI)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・准教授

研究者番号：90411876

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、障害者の独立世帯形成における住宅条件を明らかにしようとするものである。

障害者の居住実態を把握するため、重度身体障害者と知的障害者へのアンケート調査を実施した。事故により重度身体障害者となった者の多くは持家を取得し、病気原因や先天性障害の者は、親の家が民営借家に暮らすという、住宅の階層化がみられた。知的障害者の調査結果を親との同別居別にみると、同居者とその親の年齢は、別居者のそれらより低く、本人と親が高齢となるにしたがって別居する傾向がみられた。重度身体障害者、知的障害者ともに、親元からの独立希望があるものの、住まいの選択肢が少ないために親同居の継続を選択している実態があった。

研究成果の概要(英文)：This paper explores the housing conditions of people with disabilities for living independently. We conducted the questionnaire survey on people with severe physical disabilities and people with intellectual disabilities in order to grasp the living conditions. Many of people with severe physical disabilities by accident have their owned houses. People who do not meet this condition live in their parental houses or private rented houses. Whereas people with intellectual disabilities living with their parents are relatively younger than they are living separately with their parents. When people with intellectual disabilities and their parents became elderly, they tended to leave parents. Some of people with severe physical and intellectual disabilities who live with their parents hope to live independently from their parental houses. However, there are few options for housing, so there is circumstance where they had to choose to live with their parents.

研究分野：障害者の住宅政策、住環境整備

キーワード：障害者 独立世帯形成 重度身体障害者 知的障害者 住宅所有 住宅政策

1. 研究開始当初の背景

戦後日本の障害者施策は、障害者を扶養する家族への支援と、家族扶養を得られない者への入所施設整備を中心としてきた。2000年代に入り「脱施設・地域移行」へと大きな政策転換が行われ、公的福祉サービスや雇用、差別解消等の法整備は進んだ。家族ではない介助者とともに生活を送ることが、制度上は可能になった。しかし住宅政策は、中間層の家族を対象とした持家促進施策が中心であり、障害者の住まいは残余的である。特に、障害者の住まいとして重要な選択肢である、独立世帯形成を支える視点が欠けている。

障害者に対する住宅政策は、公営住宅を対象としてのみ行われてきたと言っても過言ではない。身体障害者を扶養する世帯向けに優先入居が始まったのは1967年である。その後1980年に、身体障害者の単身入居、つまり障害者本人を対象とした入居資格が認可されるが、この時点では常時要介助者は除かれた。重度身体障害者の単身入居が認可されたのは2000年、知的障害者、精神障害者の単身入居の認可は2006年である。日本の住宅政策は、標準パターンのライフコース(安定した雇用、結婚、出産、持家取得)を歩む者に手厚く、そうではない者に極めて希薄である。障害者の住宅条件は、金銭的、物理的に不利であるだけでなく、住宅政策によりさらに不利になる。

障害者の住宅に関して、設計基準や住環境整備など人間工学、建築計画の分野における技術次元の研究は多い。しかし、本研究の主眼である障害者の住宅条件を社会・政策次元から捉えた研究はほとんどない。社会福祉分野において障害者の地域移行の研究は増えているが、住宅や住宅政策に着目したものはほとんどない。一方、建築分野においても、障害者の住宅政策に言及した研究は非常に少ない。1970年代、早川和男や大本圭野が、障害者の住まいの貧困は住宅政策の不足、不備が要因であると指摘した。しかし、その後、障害者の住宅においては、建築設計基準の構築や住環境整備手法といった技術的な研究が主流となり、住宅問題を扱った研究はほとんど見られない。住宅政策においては、研究分担者である平山洋介による研究がある。持家社会、家族主義という日本の特徴が、女性や若者、貧困者の住宅に与える影響を実証的に分析し、住宅政策の課題を明らかにしている。平山の研究において障害者は、住宅困窮として救済される類型の1つとして扱われている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、障害者の独立世帯形成における住宅条件を明らかにするものである。これまで、障害者の地域生活に関する研究の関心は、家族との関係や福祉サービスの充実、雇用の促進、差別の解消などにあり、住宅や住宅政策に関する研究はほとんどない。本研

究は、障害者の生活において住宅はどのような意味を持つのかを実証的に明らかにし、誰と住むのか、どこに住むのかを、障害者自らが選択できる住宅政策のあり方を追求しようとするものである。

具体的には、障害者とその家族の実態把握を、アンケート調査やインタビュー調査を行う。その対象を重度の身体障害のあるために物理的に住宅ニーズが高い重度身体障害者と、親との同居が他の障害より多い(生活のしづらさ調査より)知的障害者とした。

3. 研究の方法

本研究において、重度身体障害者に対して居住実態に関するインタビュー調査とアンケート調査を、知的障害者に対してアンケート調査を行った。

(1) 重度身体障害者へのインタビュー調査

重度身体障害者16名(独立世帯形成(11名)、家族同居(5名))を対象に、自宅にてインタビュー調査を行った。インタビュー項目は、障害の状況(障害程度、受障時期、受給サービス)と収入(年金、就労収入)、家族との関係、受障から現在までの住宅の変遷、現在の住宅を決めた理由、住宅所有形態や建て方、将来の希望などである。調査時には、住宅の間取りを採取し、入居後に手を加えた箇所などを中心に写真撮影を行った。

(2) 重度身体障害者へのアンケート調査

重度身体障害者が所属する3団体の協力を得て、各団体の会員や所属団体に対して、メールやホームページによりアンケートの趣旨や対象者、内容を伝え、それに賛同し同意する者から回答を得た。インターネット調査法とした。回答者数は202名であった。本稿では、身体障害者手帳1,2級以外の所持者(7名)、65歳以上(24名)の回答を除く171名の回答結果を用いた。アンケート項目は、(1)と同じく障害の状況と収入、家族との関係、受障から現在までの住宅の変遷、親との同居・別居を決めた理由、現在の住宅を決めた理由、将来の希望などである。

(3) 知的障害者へのアンケート調査

知的障害者を支援する団体の協力を得て、関連団体の会員に対して、質問紙によるアンケート調査を行った。親との同居別に調査を行った(共通の設問あり)。その結果、親同居者388名(62.9%)、親別居者229名(37.1%)の617名からの回答があった。アンケート項目は、障害の程度や世帯構成員、親の年齢、就労・収入状況、現在の住宅所有形態や建て方、将来の住まいへの希望などである。

4. 研究成果

(1) 重度身体障害者へのインタビュー調査結果

独立世帯形成の11名のうち10名が単身世帯、1名は夫婦のみ世帯(配偶者も重度身体障害者)である。回答者の住宅所有形態は、持家

(2名) 公営住宅(2名) 民間賃貸住宅(7名)である。民間賃貸住宅の内の2名は、身体障害者向けシェアハウスに居住である(制度上、施設ではなく民間賃貸住宅である)。

就労収入を得ている回答者は少なく、障害年金1級と特別障害者手当の約10万円を受給し、これに厚生年金等が追加されている者もある。すべての回答者が、受障後は親同居であったが、親亡き後や高齢親の介護負担の軽減を考え、独立世帯形成に至っている。民間賃貸住宅居住者は、現在の住宅に決めるまでに、複数の住宅を検討したが、自身の住宅ニーズをすべて満足する住宅はほとんどなく、バリアフリー環境や立地、家賃などから、優先すべき事項を満たした住宅を選択したと回答した。

家族同居者は4名が親と、1名は親と妹家族との同居である。受障後、親が自宅を大規模改造した(3名) 受障後に障害に適合した住宅を購入(2名)と、住環境に満足していることがわかった。しかし、日常生活のすべてに介助を要する者(2名)は、親同居の場合、夜間の介助者派遣は制限され、家族負担となる。親の高齢化に伴う介助負担を軽減するため、親元を出ることを検討中であった。

(2) 重度身体障害者へのアンケート調査結果

住宅所有形態

回答者の持家率は(表1) 厚生労働省による生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)における身体障害者(以下「身体」とする)と比べ17.7ポイントも低く(回答者55.6%、身体73.3%)。その内訳は家族持家31.0%、本人持家24.6%と、家族持家の割合が少し高い。身体障害者と比べ、借家に暮らす割合は民営・公営ともに2倍以上高い(民営:回答者29.8%、身体13.5%、公営:回答者14.6%、身体6.5%)。

この結果を踏まえて住宅所有形態別(「本人持家」「家族持家」「民営借家」「公的借家」)に、年齢、世帯類型、就労状況などの生活実態を把握する。その後、住宅の建て方や面積、バリアフリー整備状況などの住宅実態を把握した。紙面の都合上、身体障害者や一般世帯との比較は割愛する。また、特徴的な項目のみの記載とする。

表1: 回答者の住宅所有形態

	住宅所有形態		回答者	
	身体障害者	%	%	(N)
持家	73.3	55.6	55.6	95
本人	36.8	24.6	24.6	42
家族	36.5	31.0	31.0	53
民営借家	13.5	29.8	29.8	51
公営住宅	6.5	11.1	11.1	19
UR・公社	-	3.5	3.5	6
グループホーム	1.7	-	-	-
給与住宅	0.8	-	-	-
その他	2.3	-	-	-

生活のしづらさなどに関する調査から、身体障害者(65歳未満)のデータを使用

年齢、世帯類型

「本人持家」の年齢は比較的高く、50歳以上が半数を占める(52.4%)。有配偶率は6割と高く(59.5%)。無配偶者において親同居(23.8%)が単身(16.7%)より多い。「家族持家」の約半数は40歳未満と若い(47.1%)。親同居が多く(75.5%)。配偶者と暮らす者は少ない(22.6%)。「民営借家」「公的借家」とともに半数を30~49歳が占める(民営54.9%、公的56.0%)。借家の8割は無配偶者で(民営82.4%、公営84.0%)。単身世帯の割合が高い(民営80.4%、公的60.0%)。

受障原因・受障年齢、要介助の程度

「本人持家」における事故受障の割合は高く(75.8%)。成人後の受障割合も高い(61.9%)。介助不要の割合は他よりも高い(31.0%)。「家族持家」の約半数は事故受障である(47.2%)。未成年期の受障の割合が約6割と高い(58.5%)。全介助の割合(30.2%)が、介助不要(9.4%)の割合より高い。「民営借家」における出生時の損傷の割合は他と比べ高く(31.4%)。事故受障の割合は最も低い(33.3%)。未成年期受障の割合は高い(66.7%)。全介助の割合が最も高い(60.8%)。「公的借家」では、病気(28.0%)と事故(40.0%)による受障の割合が高い。未成年期受障が6割と高い(64.0%)。

バリアフリー整備の状況

重度身体障害者にとってバリアフリー整備は重要な住宅条件である。調査では特に「段差のない屋内」「廊下などが車椅子で通行可能な幅である」「道路から玄関まで車椅子で通行可」の3項目についてたずねた。「本人持家」では、3項目すべてが8割以上の整備率であった。一方、「家族持家」の整備割合は「本人持家」と比べると低く、特に「道路から玄関まで車椅子で通行可」は半数に満たない(45.3%)。「民営借家」ではすべての項目が半数以下と低く、特に「段差のない屋内」の整備割合は43.1%と低い。「公的借家」においては、3項目すべてが7割程度と整備割合と高い。

バリアフリー整備の3項目すべてを満たす割合が高いのは「本人持家」であった(本人76.2%、家族34.0%、民営25.5%、公的60.0%)。3項目のいずれも備えていない割合が高いのは「民営借家」であった(本人9.5%、家族24.5%、民営27.5%、公的16.0%)。「家族持家」と「民営借家」のバリアフリーの整備割合の低さが明らかになった。

持家の取得状況

持家の取得方法では、「本人持家」42名のうち36名(85.7%)が購入、残り6名の住宅は親からの相続・贈与であった。本人が購入資金を出した32名のうちの26名が受障後に購入、そのうち17名が事故による生命保険や賠償金を購入資金に充てていた。また、購入者の半数が、建売住宅ではなく注文住宅の購入であった。

「家族持家」の53名のうち42名(79.2%)が購入による取得、残りの11名は相続であった。家の名義は、親39名(73.6%)、配偶者9名(17.0%)、あとは子と祖父母であった。42名の購入者のうち購入資金を出した者は、親32名(76.2%)、配偶者6名(14.3%)、あとは祖父母であった。出資した回答者5名のうち3名は、受障時の賠償金を資金購入に充てていた。

(3) 知的障害者へのアンケート調査結果

親との同別居別にアンケートを実施し、共通項目について同別居別に比較した。

年齢、世帯類型

回答者の半数を40歳未満(330名・53.5%)が占めた。同居者において40歳未満が多く(258名・66.8%)、別居者において40歳以上が多い(157名・68.6%)(図1)。

世帯類型を同別居別にみる。同居者において、両親と本人を中心とした世帯が8割を占め(310名・79.9%)、その内訳は、両親のみ(153名・39.4%)、両親と兄弟姉妹(132名・34.0%)、両親と祖父母(25名・6.4%)であった(両親と祖父母の世帯には、兄弟姉妹が含まれる場合もある)。次いで、母親と本人を中心とした世帯が64名(16.5%)、父親と本人を中心とした世帯が9名(2.3%)であった。別居者では、単身世帯が8割を超え(195名・85.2%)、その9割がグループホーム居住である(183名・93.8%)、その他、祖父母(14名・6.1%)、兄弟(7名・3.1%)との同居、家族の居ない者もあった(13名・5.7%)。

障害程度

障害の程度をみる。回答者全体では、A(重度)が約半数(282名・45.7%)を占め、B1(中度)170名・27.6%、B2(軽度)140名・22.7%であった。同別居別にみると(図2)、同居者の半数以上がA(重度)であり(214名・55.2%)、B2(軽度)の者は少ない(63

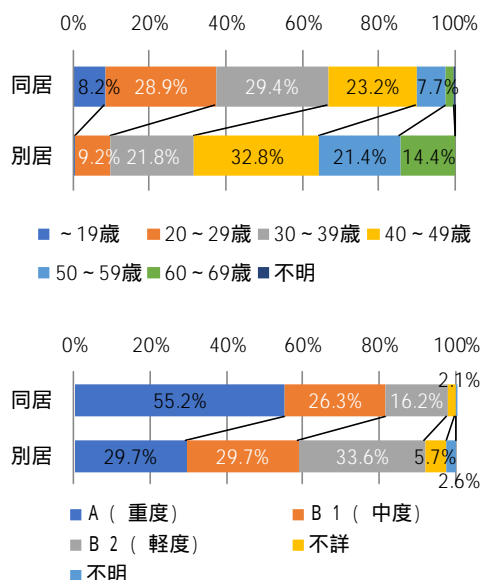


図1: 回答者の年齢、図2: 回答者の障害程度

名・16.2%)。別居者においてA(重度)とB1(中度)が同じ割合(68名・29.7%)、B2(軽度)が少し多い(77名・33.6%)。同居者の重度の割合が、別居者よりも高い。

住宅所有形態

回答者全体の半数は持家所有であり(名義人は親)(341名・55.3%)、グループホーム居住者が3割あった(183名・29.7%)。賃貸住宅に居住する者の割合は低い(85名・13.8%)。同別居別にみると、同居者に占める持家の割合は8割を超える(328名・84.5%)。一方、別居者の約8割はグループホーム居住者で(183名・79.9%)、持家の割合は低く(13名・5.7%)、賃貸住宅の割合も低い(29名・12.7%)。

親と同居している人の状況

現在、親との同居者に、今後も親と同居するかどうかをたずねた。半数以上が「親と一緒に住みたい」(219名・56.4%)と回答した。「親と離れて住みたい」は非常に少なく(16名・4.1%)、「いつかは離れて住みたい」(101名・26.0%)と合わせ「離れて住みたい」という希望は3割程度であった。「わからない」という回答が1割程度あった(34名・8.8%)。親と一緒に住みたい理由として、最も多かったのが「親と離れるのは不安だから」(150名・68.5%)、次いで「親が家事(掃除・洗濯・料理など)をしてくれるから」(138名・63.0%)であった。

親と別居した人の住宅状況

親との別居理由は、「自立したかった」(74名・32.3%)、「親が亡くなったから」(53名・23.1%)、「人に勧められたから」(33名・14.4%)、「親が高齢だから」(30名・13.1%)であった。親の高齢化に伴う事情(死去や入院、施設入所など)や、職場の法人が開設したグループホームに誘われたなど、自身の意思とは異なる事情によるものもみられた。

現在暮らしている住宅に決めた理由をたずねると、「駅やバス停に近い」(63名・27.5%)、「職場に近い」(60名・26.2%)、「買い物しやすい」(46名・20.1%)、「親の家に近い」(36名・15.7%)など、利便性を挙げた回答が多かった。親の家に近いことを決定理由に挙げた回答者は少なかったが、親の家までにかかる時間は、1時間以内が約4割(87名・38.0%)、30分未満は約2割(44名・19.2%)と親の家の近くに住んでいる者が多い。

将来希望

将来(10年後)、どこで住んでいきたいかをたずねたところ、同居者の半数が無回答であった。同居者における将来の希望は、グループホーム(71名・18.3%)、施設(23名・5.9%)、グループホームか施設(8名・2.1%)であった(図3)。別居者の希望は、現在の住まい(グループホームも含む)(78名・34.1%)、次いで施設であった(40名・17.5%)。

誰と暮らしたいかの回答においても同居者の半数が無回答であった(51.3%)。同居

者、別居者とも「わからない」との回答が最も多かった（同居：65名・16.8%、別居：53名・23.1%）。次いで、同居者では「友だち」（47名・12.1%）、別居者では「ひとりで」（52名・22.7%）、「結婚相手」（46名・20.1%）が多かった。

（4）まとめ

重度身体障害者の調査から、持家と借家においてバリアフリーの整備状況が大きく異なり、居住の安定に差が生じていることがわかった。特に民間借家にバリアフリーの整備状況が悪い住宅が多い。重度身体障害者が親別居を選択する理由の多くは親の介助負担の軽減であり、持家を取得できる条件を持たない場合、民間賃貸住宅を選択せざるを得ない状況がある。障害者に対する住宅政策とされてきた公営住宅は、バリアフリー整備割合は高く住居費負担も低い。しかし、公営住宅の戸数が少ないこと（全住宅数の3.8%、2013年）築年数が短くバリアフリー整備されている住宅はさらに少ないことから、選択肢となりにくい。

知的障害者のアンケート調査では、同居者より別居者の年齢が高いことが明らかになった。親同居者にも、親の高齢化などにより、親別居せざるを得ない時期がくることが推察される。しかし、親と離れて暮らす者の多くはグループホームに暮らし、それ以外の選択肢がほとんどないのが現状である。グループホーム数は年々増えているが、地域差が大きく現在の居住地近くにあるとは限らない。また、知的障害者の施設入所割合は身体障害者や精神障害者よりも高く、脱施設・地域生活移行があまり進んでいない。その要因は、本人と親が、安心して地域生活できると思え

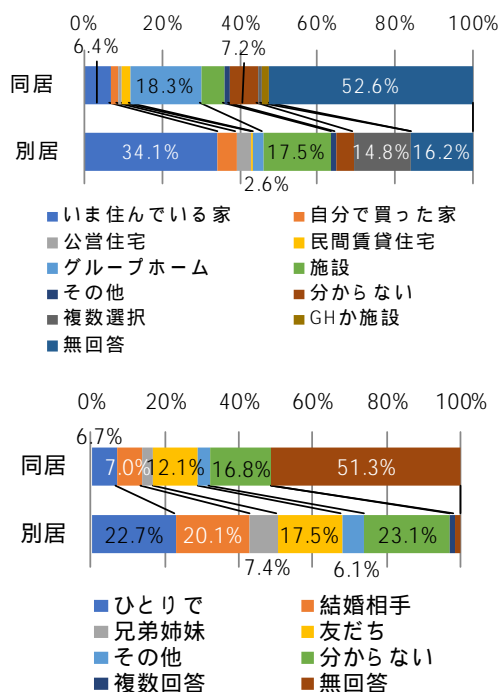


図3：将来の住まいの希望、図4：同居者の希望

る住まいの選択肢が少ないのが要因であると推察される。

障害種別に限らず、障害者が地域で安定した生活を送るために、住宅のあり方は非常に重要である。2000年代以降、家族ではない介助者との生活が可能となる公的福祉サービスが整備された。しかし、住宅の選択肢が少ないために、自身が望む生活を送ることができない障害者は多い。

本研究では、障害種別により障害者の住宅ニーズは大きく異なること、同じ身体障害でも受障原因や受障時期により住宅所有形態に差があることを明らかにすることができた。障害者の多様性を把握した上で、障害者向けの住宅政策を検討する姿勢が求められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

糟谷佐紀：障害者は住まいを選択できているか、ノーマライゼーション2015年10月号、査読無、2015.39-41

平山洋介：三世同居促進の住宅政策をどう読むか、世界880号、2016.107-118

糟谷佐紀：「どこで、誰と生活するか？」障害者が自ら選択できる社会に、住宅会議98号、2016.53-56

平山洋介：“賃貸世代”の住宅事情について、都市問題、2016.91-99

〔学会発表〕(計1件)

糟谷佐紀：重度身体障害者の実態調査、リハ工学カンファレンス（高知）、2016

〔図書〕(計2件)

平山洋介：深化する居住の危機 住宅白書2014-2016、ドメス出版、2016

平山洋介：ストック活用型団地再編への展望、関西大学出版部、2016

6. 研究組織

(1) 研究代表者

糟谷 佐紀 (Kasuya Saki)

神戸学院大学・総合リハビリテーション学部・准教授

研究者番号：90411876

(2) 研究分担者

平山 洋介 (Hirayama Yosuke)

神戸大学・人間発達環境学研究科・教授

研究者番号：70212173